

資料館だより

第 44 号

平成18年(2006)

3月31日

編集・発行 市立歴史民俗資料館 〒208-0004 東京都武蔵村山市本町5-21-1 TEL042(560)6620
ホームページアドレス <http://www.city.musashimurayama.tokyo.jp/shiryokan.html>

武蔵村山市指定有形文化財



屋敷山遺跡出土人面装飾付土器（把手部位破片）

昭和39年（1964）頃から開始された市立第三小学校の校舎改修工事の際に発見されました。

今から約4500年前（縄文時代中期）の縄文土器の把手部分の破片です。

左目が「×印」でつぶされており、大変珍しいものです。



屋敷山遺跡出土中世常滑窯大甕

明治時代初期に当時の中藤村字屋敷山（現在の中藤1丁目）から出土したと伝えられています。

大甕の形や胎土などの特徴から室町時代（15世紀前半）に現在の愛知県常滑市付近で作られたものであることがわかりました。人ひとりすっぽり入ってしまうほどの大きな甕です。

武蔵村山市の遺跡と埋蔵文化財の保護

武蔵村山市では、狭山丘陵では数少ない縄文時代晩期の遺跡でもある吉祥山遺跡や、低湿地遺跡で加工木なども出土した後ヶ谷戸遺跡をはじめ、現在40ヶ所の遺跡が確認されています。

遺跡からは、人々の暮らしていた住居などの跡（遺構）や土器や石器といった昔の道具（遺物）などが発見されます。このような土の中に埋もれている文化財のことを「埋蔵文化財」といいます。

市指定文化財の中では、人面装飾付土器や中世常滑窯大甕が遺跡から発見されたものです。

今日、私たちの生活をより良くするため、様々な開発行為が行われていますが、その陰で地域の歴史を語る遺跡などの埋蔵文化財が破壊されてしまうという問題があります。

市内には豊かな自然と共に、多くの遺跡が存在しており、このような埋蔵文化財を後世に伝えていくためには、開発と埋蔵文化財の保護の調和を考えていく必要があります。

そこで、今号の資料館だよりでは埋蔵文化財の取り扱いや必要な届出について説明します。

武蔵村山市遺跡分布図

武蔵村山市遺跡地名表

番号	遺跡名	所在地	時代
1	稲荷窪	岸三丁目	縄
2	細田第1	三ツ木四丁目	縄
3	細田第2	三ツ木五丁目ほか	縄
4	野山第1	本町五丁目	縄
5	野山第2	本町六丁目ほか	縄
6	野山第3	本町五丁目ほか	縄
7	野山第4	本町三丁目	縄
8	野山第5	本町五丁目	縄
9	野山第6	本町六丁目	縄
10	滝の入	三ツ木五丁目	縄
11	八幡山	本町三丁目	縄
12	七所神社	本町五丁目	縄
13	吉祥山	本町四丁目ほか	縄
14	赤堀第1	中央四丁目	縄
15	赤堀第2	中央四丁目ほか	縄
16	赤堀第3	中央四丁目	縄
17	赤堀第4	中央四丁目	縄
18	屋敷山	中藤一丁目ほか	縄
19	入り	中藤一丁目	縄
20	熊野神社	中藤三丁目	縄
21	谷ッ	中藤四丁目	縄
22	鍛冶ヶ谷戸	中藤五丁目	縄
23	堂山	神明二丁目	縄
24	向山	神明二丁目	縄
25	中道	三ツ木二丁目	縄
26	フジ塚	残堀五丁目	縄
27	残堀	三ツ藤二丁目	縄
28	残堀東	三ツ藤二丁目	縄
29	中久保	本町一丁目	縄
30	アタゴ松	三ツ藤一丁目	縄
31	御伊勢地	中央二丁目	縄
32	御伊勢前	学園一丁目	縄
33	久保	神明一丁目	縄
34	念仏塚第1	神明四丁目	縄
35	念仏塚第2	神明四丁目	縄
36	オカネ塚	緑ヶ丘	縄
37	三本榎	学園一丁目ほか	縄
38	後ヶ谷戸	岸三丁目	縄
39	赤坂	三ツ木四丁目	縄
40	御伊勢山	三ツ木三丁目	縄

記号

都界

市界

町界・大字界

丁目界・小字界

鉄道線

送電線

2m以上真巾道路

1m道路

小

施設内道路(開道)

市役所

地区集会所

自治会集会所

消防署・出張所

消防団車庫

災害対策本部

駐在所・交番

郵便局

学校

病院・医院

幼稚園・保育園

児童遊園

児童センター

老人ホーム

公民館

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。」

(承認番号) 16都市基安第53号

1:17,000

100 0 500 1000m

＊埋蔵文化財保護のため、次のような場合は連絡をお願いします。

(1) 周知の遺跡内及びその周辺で土木工事や建設工事を計画されている場合

(2) 土木工事や建設工事中に埋蔵文化財を発見した場合

<連絡先> 〒208-0004 東京都武蔵村山市本町5-21-1

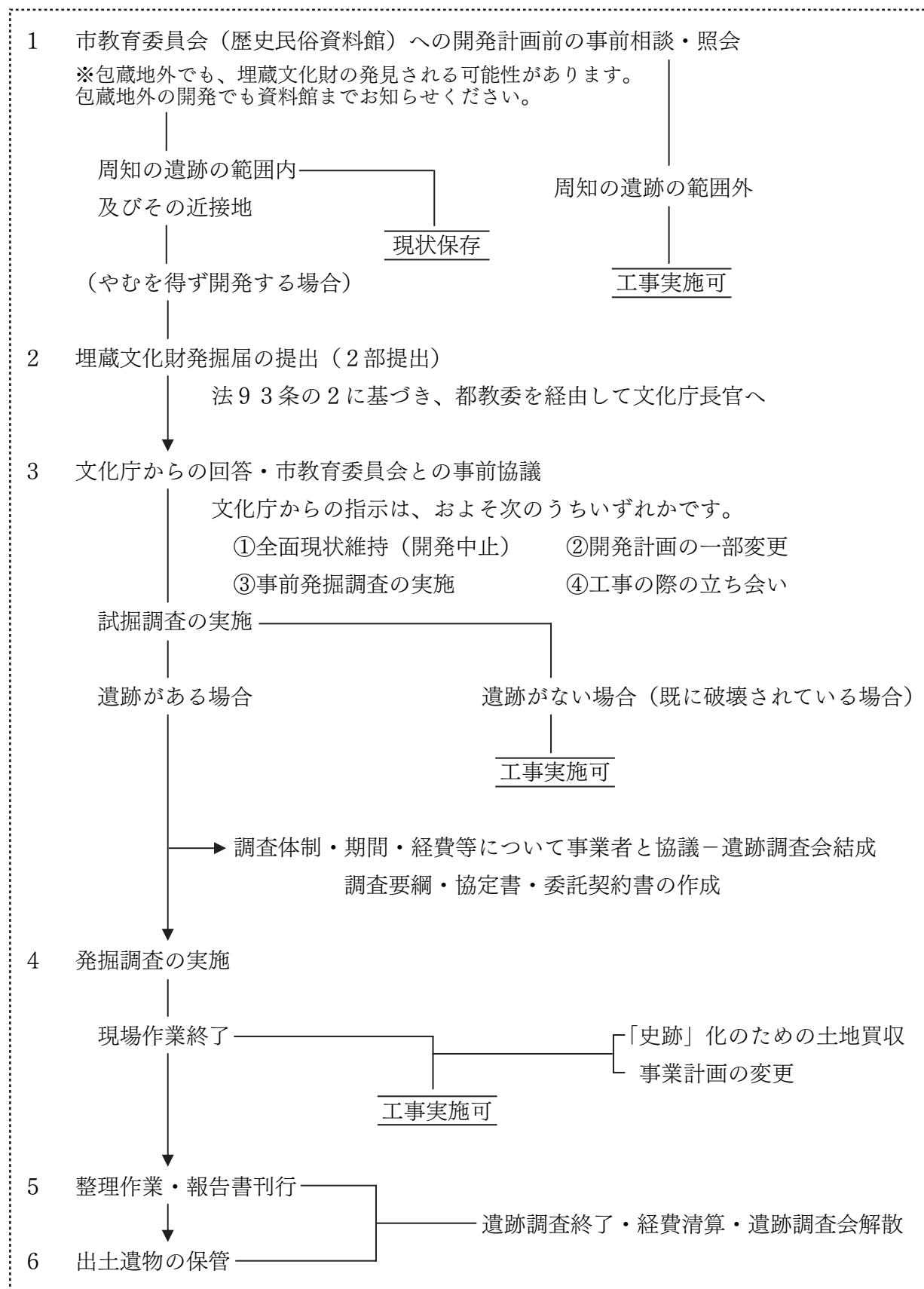
武蔵村山市立歴史民俗資料館

TEL 042(560)6620

埋 蔵 文 化 財 保 護 の た め に

ー土木工事・建設工事を計画されている方へー

土木工事等に伴う調査にあたっての必要な手続き（民間の場合）



詳細は歴史民俗資料館へお問合せ下さい。